

令和8年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

【特別支援教育就学奨励費制度について】

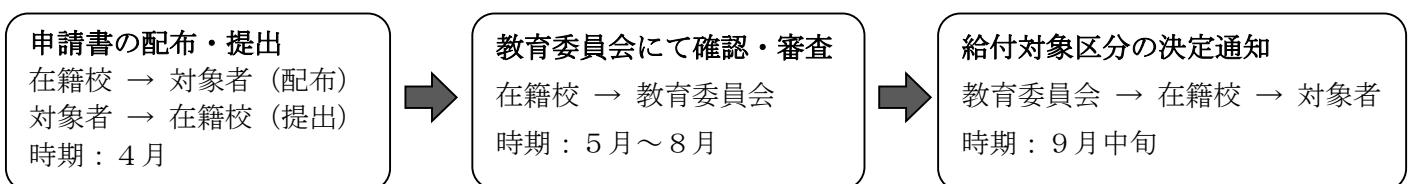
大津市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、その世帯の所得に応じ、学用品・通学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を補助する制度です。

大津市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者または、通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者が対象となります。



1. 申請手続きの流れ

毎年度4月に、在籍する学校から対象の方へ、申請書類をお渡しいたします。期限内に、在籍する学校へ申請書を提出してください。各校から教育委員会へ届いた申請書の確認、審査を行い、9月中旬に給付対象区分を通知します。申請は、毎年度必要です。



2. 給付費目・給付額・給付時期（予定）

給付費目及び給付額は、裏面の表をご確認ください。給付対象区分によって、給付できる費目及び給付額が異なります。

給付時期について、1学期分を11月下旬、2学期分を2月上旬、3学期分を3月中旬に給付する予定です。なお、学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品・通学用品費の給付には、領収書やレシート等が必要になりますので、必ず保管しておいてください。

3. 給付対象区分決定の目安

国が定める世帯の所得基準に応じて計算された収入額と需要額の割合により、給付対象区分（第1区分から第3区分）を決定します。申請前の給付対象区分の判定については、世帯の所得や家族構成等の詳細が把握できないことからお答えしかねます。第2区分となる目安は下記とおりです。

給付対象区分	収入額と需要額の割合 (収入額が需要額の・・・)	世帯所得額の目安		
		3人世帯	4人世帯	5人世帯
第2区分	1.5倍以上 2.5倍未満	約600万円	約710万円	約790万円

4. 注意事項

- (1) 給付対象区分は、前年の収入に基づき審査しますので、令和8年1月1日以降に大津市へ転入された方は、課税（非課税）証明書（所得証明書）を提出していただく必要があります。
- (2) 生活保護制度による教育扶助や、就学援助費を受給されている方から申請があった場合は、「交流及び共同学習に要する交通費」及び「職場実習に要する交通費」のみ給付対象となります。

【 特別支援教育就学奨励費 給付費目及び給付額 】※令和7年12月末時点の給付額です。

給付費目	区分	給付額（小学校）	給付額（中学校）
学校給食費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1	実費額×2分の1
通学に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	実費額 第3区分は実費額×2分の1	実費額 第3区分は実費額×2分の1
職場実習に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	-	実費額 第3区分は実費額×2分の1
交流及び共同学習に要する交通費	第1区分 第2区分 第3区分	実費額 第3区分は実費額×2分の1	実費額 第3区分は実費額×2分の1
修学旅行費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限 10,790 円)	実費額×2分の1 (上限 28,860 円)
校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限 800 円)	実費額×2分の1 (上限 1,155 円)
校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限 1,845 円)	実費額×2分の1 (上限 3,105 円)
学用品・通学用品購入費	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限 5,820 円)	実費額×2分の1 (上限 11,370 円)
学用品・通学用品購入費 (加算分: 体育実技用具費)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 スキ-等 (上限 13,255 円)	実費額×2分の1 柔道 (上限 3,825 円) 剣道 (上限 26,455 円) スキ-等 (上限 19,015 円)
学用品・通学用品購入費 (加算分: 拡大教材費)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限 5,250 円)	実費額×2分の1 (上限 5,250 円)
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ)	第1区分 第2区分	実費額×2分の1 (上限 28,530 円)	実費額×2分の1 (上限 31,500 円)
オンライン学習通信費	第1区分	実費額×2分の1 (上限 7,000 円)	実費額×2分の1 (上限 7,000 円)

※学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入時の給付には、領収書やレシート等が必要になりますので、必ず保管しておいてください。

その他、詳細については、ホームページをご覧ください。

